

日本と台湾の安全保障・防衛協力強化のための現実的アプローチ

樋口 謙次

○日本の戦略的思考の欠如が招いた日台関係の悲劇

1972年2月、ニクソン米大統領の北京訪問によって始まった米中の国交正常化に伴い、1978年12月、「米台相互防衛条約」は破棄され、翌年1月、ジミー・カーター米大統領は、中華人民共和国（中国）との国交を樹立し、中華民国（台湾）との国交を断絶した。

しかし、米国の政府及び議会は、東アジアの軍事バランスを維持してアジア太平洋の平和と安定を確保するうえで、自由主義陣営の一角並びに地政学的要衝としての台湾の価値を認め、国交断絶後は「台湾関係法」を制定し、武器売却などにより中国の行動を牽制しつつ台湾の安全を確保する方針を堅持した。台湾を国家と同様に扱い、台湾との同盟関係を維持するものである。

一方、日本は、米国に先立つ1972年9月、田中角栄内閣の下で「日中共同声明」に署名し、日中国交正常化を果たしたが、日中戦争の贖罪意識に押されて平和友好の発展と日中貿易（経済関係）の強化にとらわれたためか、「日華平和条約」を失効させ、台湾との国交を断絶したが、日台の安全保障関係を維持するための措置を講ずることはなかった。

この時の日米間の戦略的思考の落差が、今日の日台関係と米台関係との間に大きな違いを生じさせた発端であり、日本の戦略的思考の欠如が招いた悲劇といえよう。

米国は、「台湾関係法」を基本に、「台湾旅行法」（2018年3月）や「アジア再保証イニシアティブ法（ARIA）」（2018年12月）などを制定し、武器売却や米台政府関係者の交流などを積極的に行い、台湾の安全保障・防衛強化のための措置を強化している。

一方、日本では、安倍政権下で平和安全法制が整備されたものの、日台関係の強化について具体的かつ目に見える形での政策的な進展が何ら見られない。そのため、台湾では「日本に対する期待外れ」や「日本に対する失望」の感情が広がっているが、日本はそのことを見過ごしており、日台関係に重大な問題を投げかけている。

○日台安全保障・防衛協力強化に対する中国からの報復リスク

日本でも、米国と同様に「台湾関係法」や「台湾旅行法」のような法律を作り、法的根拠を整えて台湾支援を強化しなければならないとの強い意見が存在し、大きな政治的課題となっている。

しかし、日本政府には、同法案を提出する動きはなく、自民党の議員連盟である「日本・台湾経済文化交流を促進する若手議員の会」を中心に、議員立法として「日台関係

法」の制定を目指す控えめな動きに矮小化されている。これは、中国からの非難や抵抗を恐れていることであり、また、いつ立法化が実現するかの見通しも立っていない。

一方、前述の通り、2015年9月、安倍政権の下で平和安全法制が可決成立した。存立危機事態および重要影響事態の整備によって、明らかに台湾有事はカバーされていると解釈することができる。また、日米防衛協力のための指針（ガイドライン、2015年4月）では、「同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない」と記述されており、台湾有事に日米が共同して対処することを、ガイドラインは裏付けていると見ることができる。

しかし、このように法的整備が出来ても、日米台の3か国による平時からの協議、政策面及び運用面の調整、そして共同演習・訓練などが行わなければ、有事における有効な機能発揮を期待することはできない。

問題は、中国の激しい反発である。

2010年9月の尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件後、中国はレアアース（希土類）の輸出規制を強化する経済制裁を発動した。

2012年9月の尖閣諸島の国有地化に際し、中国の国有メディアは、大々的な対日批判を展開し、中国国民の反日感情を徹底的に煽った。これにより中国各地で反日デモが多発し、日本人への暴行や日系関連の商店や工場の破壊・略奪・放火が相次いだ。また、日本からの輸入品の通関を厳格化して遅滞させるなどの報復措置に打って出た。さらに、それ以来、尖閣諸島周辺海域においては、中国公船等による接続水域内入域及び領海侵入事案が絶えることなく繰り返されている。

つまり、日台間でいきなり有事演習・訓練に着手すれば、中国の激しい非難や抵抗を受けることは火を見るより明らかである。そして、「反国家分裂法（国家分裂防止法）」を立てに、外部勢力の干渉に対しては武力行使も辞さないと公言している中国に、台湾武力統一の口実を与えかねない。

中国共産党は、激怒、非難・要求、脅迫、かどわかし、嘘・ごまかしなどあらゆる詭道に精通しているので、恐れてはいけませんが、侮ってもいけない。その反応を冷静に見極めた現実的アプローチが求められるのである。

○日台安全保障・防衛協力強化のための現実的アプローチ

台湾危機は、2020年から25年の直近に迫っていると見られており、一刻の猶予も許されない重大な局面に差し掛かっている。そのこともあり、米国は、2019年度の「国防授權法」によって台湾との安全保障・防衛協力を強化する方針を打ち出し、台湾政府高官・軍高級幹部との交流プログラムの実施、台湾軍の軍事演習への参加招請、西太平洋における台湾海軍との二国間海上訓練など軍事演習の促進を盛り込み、具体的な行動の積極化を促している。

「日台関係法」を持たず、台湾との二国間関係が未発展な日本は、その制定までの間、米台間の動向に対する中国の反応を見極めつつ、国際社会に広く支持され、中国も容認せざるを得ない平和・人道目的の活動や措置あるいは非伝統的安全保障の分野、例えば、国際人道支援・災害派遣、非戦闘員を退避させるための活動、サイバー空間に関する協力、捜索・救難、海洋安全保障、空域管理のための調整、情報共有体制や海空連絡メカニズム（ホットライン）の構築など、実行可能なことから始めたらどうか。

それらが有事体制の基礎を作り、最も現実的に日台のみならず、日米台の安全保障・防衛協力を前進させる大きな一歩となるのではないだろうか。